

令和3年度第6回御船町議会定例会（10月会議） 議事日程

令和3年10月14日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

4番 福本 悟 君

5番 田上 英司 君

第2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第3 議案第24号 令和3年度御船町一般会計補正予算（第7号）について

第4 議案第25号 令和3年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）について

第5 議員派遣について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1番 中城 峯雄 君 2番 井藤 はづき 君

3番 宮川 一幸 君 4番 福本 悟 君

5番 田上 英司 君 6番 増田 安至 君

7番 森田 優二 君 8番 岩永 宏介 君

9番 福永 啓 君 10番 田上 忍 君

11番 藤川 博和 君 12番 清水 聖 君

14番 池田 浩二 君

3 欠席議員（1人）

13番 井本 昭光 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本田 隆裕 君

5 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町長	藤木正幸君	副町長	宮本正君
教育長	上杉奈緒子君	総務課長	野口壮一君
企画財政課長	坂本幸喜君	町民税務課長	畑野英樹君
福祉課長	西橋静香君	こども未来課長	沖勝久君
健康づくり保険課長	作田豊明君	農業振興課長	井上辰弥君
商工観光課長	鶴野修一君	建設課長	島田誠也君
環境保全課長	田中智徳君	会計管理者	宮崎尚文君
学校教育課長	西本和美君	社会教育課長	緒方良成君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分開会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

ただ今から、令和3年度第6回御船町議会定例会10月会議を再開します。

13番、井本昭光議員より本日の会議を欠席する旨の届出が出ております。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池田浩二君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番、福本悟議員、5番、田上英司議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 諸報告

○議長（池田浩二君） 日程第2、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

休会中における諸般の報告をいたします。

まず、議会運営委員会について報告します。

9月30日、第9回議会運営委員会を開催し、各種案件、定例会10月会議の議事日程について協議を行いました。第6回御船町議会定例会10月会議の会期日程は、本日14日の1

日間と決定しました。

次に、陳情・請願について報告します。

今回、受理した陳情第5号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、総務文教常任委員会に付託されました。また、陳情第6号、所得税法第56条の廃止を求める陳情書については、机上配布となりました。

なお、請願はありませんでした。

次に、10月6日と10月8日に行った議会全員協議会について報告します。

10月6日は今年度の議員視察研修について、日程や視察先などを協議しました。10月8日は執行部から10月会議に提出される議案などの説明があったほか、各委員会の活動状況報告がありました。また、あおぞら会議開催申込みに係る議会の対応についても協議いたしました。

次に、議員研修関係について報告します。10月6日県町村議会議長会主催の議員研修会がオンライン形式で行われ、当議会は役場3階会議室で視聴しました。講師は流通経済大学教授でジャーナリストの龍崎孝氏で、「日本の政治経済の展望」と題して講話をいただきました。

また、10月12日には、役場3階会議室において、令和3年度御船町議会議員独自研修を行いました。講師に、熊本県立大学教授の石村秀登氏を招き、「これからの教育と地方創生」というテーマで御講話をいただきました。

各研修では、貴重なお話を聞くことができ、今後の議員活動に生かしていきたいと思っています。

最後に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査について報告します。令和3年8月分の出納検査は9月21日と22日の2日間行われました。検査結果は、議席に配布しております報告書のとおりです。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

はじめに、総務課について報告します。

今年度の職員採用について、9月19日、御船高校を会場に郡内自治体と共同で第一次試験を実施いたしました。来月中旬に第二次試験を本町で実施することとしています。また、御船町消防団の新入団員辞令交付式及び規律訓練について、新型コロナウイルス感染症対策のため実施を見合わせておりましたが、10月3日に実施され、榊健一団長以下の団員42名が参加いたしました。本年度の新入団員21名に辞令が交付された後、規律やホース延長の訓練が士気旺盛の中で実施をされました。

次に、福祉課について報告します。

アジア各国から応募がある2021年のアジア健康長寿イノベーション賞の国内選考において、御船町が応募した「データの高度活用によるプライマリヘルスケア型の健康寿命戦略」が、33件の応募の中から、国内最優秀賞の6事例に決定し、国際選考に提出されました。調査データの活用による健康長寿命戦略の立案と実践を効果的に行った事項として取り組みが地域に根付き、閉じこもり改善など具体的な成果が生み出されている点が高く評価をされました。

また、県知事表彰の熊本県認知症になっても安心して暮らせるまちづくり功労者に、社会福祉法人恵寿会グリーンヒルみふねが設定されました。将来の認知症関連事業の増進に大きく貢献し、地域住民とともに認知症の方やその家族を支える活動を積極的に推進している団体として、代表いたしました吉本洋様が表彰を受けられました。

次に、令和3年度百歳高齢者の表彰を10月5日と6日に、自宅や施設を訪問して行いました。今年は10名の方が対象でした。また、先月、代表夫婦のみの表彰を行った第63回熊本日日新聞社主催金婚夫婦表彰の全ての御夫婦に対する伝達式を、明日10月15日にカルチャーセンターで開催いたします。今年は、昭和46年に結婚された御夫婦28組が対象となっております。

次に、子ども未来課について報告します。

9月18日に町内の1つの保育施設で新型コロナウイルスの感染症が確認され、臨時休園となりましたが、感染が収束し、現在は通常の保育を行っております。また、秋の運動会シーズンを迎えた10月3日に、町立の若葉と上野保育園、10月9日にみどりの里、滝尾幼稚園、滝尾たんぽぽ園、高木保育園の運動会が、それぞれ十分な安全対策を講じた上で行われました。コロナ禍で規模縮小した内容でしたが、園児たちの笑顔あふれる楽しい運動会となりました。

次に、健康づくり保険課について報告をいたします。

新型コロナワクチン接種の10月12日時点の町民の接種率は、1回目の接種者が89.3%、2回接種完了者が83.6%となります。5月から御船町スポーツセンターで実施してきました集団接種は10月をもって終了します。引き続き、11月末まで医療機関における個別接種を進めてまいります。3回目となる追加接種については、国・県の指示が出される前に速やかに実施できるよう準備を進めてまいります。

また、インフルエンザの予防接種については、町内医療機関において10月から12月末まで行います。特定健診、がん検診の住民健康診査を11月11日から13日までの予定で実施します。疾病の早期発見、早期予防、重症化予防のために、今年度未受診となっている方々へ受診勧奨を行い、健康意識の向上を図ってまいります。

なお、9月に実施しました結核検診については、754名の方々が受診をされました。

次に、環境保全課について報告をいたします。

上益城郡5町で計画を進めているごみ焼却施設について、計画を自治体直営から民間事業者主体による整備・運営に変更し、10月1日に蒲島県知事の立会いのもと、5町と廃棄物処理大手の大栄環境並びに県内リサイクル大手の石坂グループの2社と協議を開始する覚書を締結いたしました。今後、安全や環境への配慮など、地元への丁寧な説明を続けつつ協議を進めてまいります。

次に、学校教育課について報告します。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために延期となっていた小坂小学校と七滝中央小学校の運動会が10月2日に開催されました。各学校とも感染予防対策を行った上で規模を縮小しての運動会となりましたが、晴天に恵まれ、子どもたちは競技を楽しむことができました。

最後に、社会教育課について報告をいたします。

第20回町民スポーツ大会について、11月の開催に向け準備を進めておりましたが、町体育協会をはじめ関係機関と協議した結果、新型コロナウイルス感染の状況を見越すことが難しく、参加者及び大会関係者の安全と健康を第一に考慮し、開催を心待ちにされていた皆様には誠に申し訳なく大変残念ではありますが、開催を中止することといたしました。次年度は開催できるように願っております。

以上で、行政報告を終わります。



日程第3 議案第24号 令和3年度御船町一般会計補正予算（第7号）について

日程第4 議案第25号 令和3年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（池田浩二君） 日程第3、議案第24号、「令和3年度御船町一般会計補正予算（第7号）について」から、日程第4、議案第25号、「令和3年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）について」までの2件を、会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第24号、令和3年度御船町一般会計補正予算（第7号）。令和3年度御船町一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,363万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億5,716万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第25号、令和3年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）。令和3年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,954万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,887万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

○議長（池田浩二君） 日程第3、議案第24号、「令和3年度御船町一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（福本 悟君） 4番、福本です。1点について、伺わせていただきます。

歳出予算説明書の2ページの民生費の中で、今回、18節に負担金補助が提出されています。まずは、この補助金の支給となる根拠、法令と基準について伺いをさせていただきます。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

この補助事業は、コロナ感染拡大に伴うまん延防止等重点措置及び第6波に備えた感染予防対策に対する補助金です。

○4番（福本 悟君） 伺わせていただいたのは、町では町の補助金交付規則というのがありますが、その下のほうの、今回この補助金の方が要求されていると思いますが、これに伴った要綱等は作成はされていないのでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） 昨日法令審議会がありまして、この補助金の要綱等を提出したところです。

○4番（福本 悟君） それでは、最後の質問になります。

今回のこの補助金ですけれども、わかりやすく、この補助金の対象になる機関とか、この10万円ですね、このあたりをわかりやすく説明を求めて終わりたいと思います。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

この補助事業は、町内にある医療機関、高齢者福祉施設及び障がい児・障がい者施設、新型コロナウイルス感染症予防のための補助金です。助成額は上限が10万円、対象施設が64施設あります。令和3年4月1日から令和3年12月31日までに感染予防対策のために購入した、購入する予定の消耗品及び備品等に関する助成をするものです。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） 何点か質問いたします。

全員協議会のときにも質問をいたしました。3ページの事業者応援交付金ですが、まず、事業者応援交付金の概要について、わかりやすく説明をお願いいたします。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

事業概要としましては、御船町に事業所を有します事業者で、かつ熊本県に発出されましたまん延防止等重点措置の影響によりまして、発出期間内であります令和3年5月、6月、8月、9月、いずれかの月の売上が、前年または前々年の同月と比較して30%以上減収していた事業者に対しまして、法人20万円、個人事業者10万円を経済支援として交付することとしております。

○9番（福永 啓君） 全員協議会のときにも申し上げましたが、前年、前々年です、そのときのそもその金額、それと売上が減ったという金額、それが例えば、2つの事業者があって、もうコロナ期間2年間になりますので、合併してしまったりとか、もしくは1つの

事業者だったものが2つに分割してしまったりとか、いろんなケースが考えられると思いますが、最初と最後の、2つの対象が全く同じでないと、これが比較にならないと、30%、そのあたりの対策はどのようにしていらっしゃいますか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

特別な理由によりまして、単純に前年、前々年同月との売上高の比較ができない場合の取扱いにつきましては、まず、新規開業の場合があると思います。新規開業の場合につきましては、開業年の月平均売上と先ほど申しました令和3年5月、6月、8月、9月、いずれかの月のうち、減収した月との比較で減収率を算定することとしております。

また、議員おっしゃるように、合併をされた場合の取扱いにつきましては、申請者である合併後の事業所の令和3年、5月、6月、8月、9月のいずれかの月の売上高と、合併前の全ての事業所の前年または前々年の同月の売上高の合計との比較によりまして、減収率を算出することとしております。

また、そのほか様々な、あらかじめ想定がされる特例的取扱いにつきましては、同じような性質を持ちます熊本県の事業継続・再開支援一時金の取扱いを準用しまして、要領等で定めることとしております。

○9番（福永 啓君） そうですね。最初と最後は全く同じものでないとなかなか比較することはできないということと、あと今想定していないような形が2年間に及びますと出てきます。そのあたりの検討はぜひ必要ですので、そのあたりの検討をしていただきたいというのに加えて、すみません、今度は2ページです。先ほどの、社会福祉の質問に移らせていただきます。

これは同じような補助金が過去にも何回か出ていたと思います。コロナ感染に関するいろいろなアルコールですとかマスクですとか、そういうものを購入できるというような補助金が、同じような施設に出ていたかと思いますが、今回も同じような形ということでよろしいでしょうか。

まず、そこで何か、これしかいけませんよというメニューがあつて、それを購入するときにこの10万円があがるのか、それともある程度、10万円の中で、その事業所で、これはコロナに使いましたよということを言えるものでしたら、ある程度自由裁量がきくのかとか、そのあたりも含めてお話してください。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。



昨年度、各事業者に5万円ずつ助成する、そのときは助成金でした。緊急に感染が広がっていったので、5万円を助成するという仕組みを作ったんですけども、今回は10万円と増額しております。そして今回は補助事業として、各事業所が事業所で必要なものを事業計画を立てていただいて購入していただいた分を、10万円を上限として補助する仕組みとしました。昨年度と違う点は、調剤薬局に対しての助成は昨年度は行ってなかったんですけども、今回は対象に薬局を入れております。

○9番（福永 啓君） わかりました。ただ、一番お聞きしたかったのは、その事業所が今回の補助金がありまして、例えば最初にこれとこれとこれを買いますという計画書を出して、そしてそれに基づいて買わなければいけないのか、もしくは一定程度、その事業所に、その何を買うかというのは事後とか、もしくは自由に選択できるもの、性格のものなのかというところです。わかりますか。

○福祉課長（西橋静香君） ある程度選択できるような内容となっていると思います。令和3年4月1日からこれまでに、まん延防止等重点措置のために購入した感染対策の消耗品、備品、今から第6波に備えて購入する予定のものまで含めております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、「令和3年度御船町一般会計補正予算（第7号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第25号、「令和3年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） 説明書の5ページです。民間移行事業補助金として、新センター局を整備するための事業費が3,954万2,000円計上されておりますけれども、これについて、この内容について説明をお願いします。

○総務課長（野口壮一君） 御船光ネットワーク民間移行に伴って、6月1日に民間移行先でありますQ T n e tと基本協定書を締結しております。その中で、令和3年度の当初予算において、令和3年度から令和5年度までの3カ年の債務負担行為6,878万1,000円を議会で承認をいただいております。

そのうち、今回、新センター局の建設に向けての補助金ということになります。これまで基本協定を締結した後に、相手先との連絡調整会議を重ねてまいりまして、新センター局新設に伴う整備費に対する補助金ということになります。事業費として、用地費それから局舎新設、それから加入者の装置新設、あとはケーブルの新設あたりの設計関係ですね、事業費として7,908万3,000円です。その整備費に対する2分の1を、町から支給をするということになっております。

今後、先ほど言いました債務負担行為額限度内において、令和4年度、令和5年度の3カ年で民間による整備がなされていくということになっております。

○1番（中城峯雄君） 事業費の半分の補助金ということですね。これは今の説明のように、プロポーザル審査でQ T n e tに決定しましたが、どこに建設をして、また工事の着工はいつ頃になるのか、完成はいつ頃になるのかを教えてください。

○総務課長（野口壮一君） 民間移行先でありますQ T n e tにより、御船町内の土地をいろいろ検討をされておりました。その中で、やはり1つ、浸水想定区域ハザードマップあたりでの想定区域外、それから現センター局であります役場に近しい土地あたりを、不動産情報等を入手され、最終的に御船高校グラウンドの東側に空き地があります。そこを最終的な予定地として、今予定をされているというところなんです。面積が208平方メートルほどの空き地になります。そこを新センター局の整備地として計画をなされております。

今回、この議会に予算を計上しておりますので、承認後、まず用地取得関係に至急入られていきます。それからセンター局の局舎新設、それから加入装置の新設等をやられていきます。竣工時期は、令和5年4月1日から完全に民間に移行する計画ということで説明を申し上げておりましたが、令和5年の1月末までには整備が完了し、スタンバイをしていくというスケジュールになっております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） 民間移行に伴う基本協定が結ばれたということですが、まず、現在の町内で、例えばNTTでしたらhome 5Gとか、もう楽天とかは4Gなんですが、基地局の、小さい基地局を建設してくれないかという話も出ております。

このように、無線ブロードバンド環境が変わる中、また交渉の過程によっては今の交渉内容、これが変更されることがあるのか、状況がですね。なかなか競争は厳しくなってくると思います、この状況ですね。御船、手放してよかったなと思っっているんですけど。

そういう中で、また交渉の中で、今の基本交渉が、「いや、ちょっと厳しくなったから変えましょう」みたいな話が出てくる可能性があるか。また、いやそれはなくて、最後まで責任を持って、なるようになって、今の金額で、この間議会で説明していただいたような経緯で契約できるような基本契約になっているのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 今、議員が言われておりますように、無線インターネットというのが今後進化していくものと捉えております。その中で、協議の中でも、向こうのQ T n e tから、現光ネットワークの通信容量を、今は1ギガなんですけど、これを新センター局の整備に合わせて、10ギガに容量をアップされていきます。そういう無線のインターネットにも対応するように、そういう容量も上げていかれるというものにもなります。Q T n e tからのプロポーザルの提案書の中にも、ローカル5G等についてもQ T n e tで対応していきますというものになっております。

それから、協定書の中で、民間移行後、この協定書の中には、協定後10年間は必ず継続するという文言も入れてありますので、すぐにこういう事象が生じた場合に手を挙げられることがないように、町民が被害に遭わないように、そういう協定の内容で進めております。

○9番（福永 啓君） 協定後は10年間でいうのは、それはそうだろうと思いますが、今から1年半後ぐらいにですよ。その間に大きく実は変わる可能性すらあると思うんですよ。ローカル5G等、ほかのところがやったりとか、無線のICT環境が揃ってくるとか、その際に、今行われているこの基本契約、これをそのまま、どのように状況が変わろうとそのままその契約に続けていくという形になっていくかと。そこが心配だったのでお聞きします。

○総務課長（野口壮一君） この基本協定締結の中でも、民間に移行した後の町の関与という

のも考えられるところなんですけど、いろいろな機器更新等に対する整備費用については、今後も民間でありますQ T n e t 側で負担をしていく、また責任を持って更新をされていくというところで、町に対しての費用というのは一切出てこないという形になっております。

よって、民間移行後については、そちらの民間の移行先でありますQ T n e t で責任を持って対応をされていくというものになっております。

○9番（福永 啓君） 民間移行こそあたり前の話なんですけどね、もう民間移行をされたわけですから。その前の段階で、今の基本協定で、この間まで議会で説明していただいた内容ですよ。これが幾らになって、かかって、年度末はこれだけ取りあえずお金が入ってきますとか、その詳しい内容はここでは申し上げませんが、説明していただきましたよね。それがここ1年、2年、ここ何カ月かのI C T環境の変化により、その協定自体が、いや、この協定でやることは難しくなったよね、協定はしたけど、というような可能性があるものなのか。それがそういう可能性がないものなのか。そのあたりをお聞きしたいんです。

○総務課長（野口壮一君） 6月1日で基本協定を締結しております。本日、この補正予算を承認いただいた後に、また事細かな詳細協定を締結する予定としております。その詳細協定の中に、もう少し厳しい内容になっておりますけど、町とQ T n e t のお互いの合意形成された文言で協定書を締結をしていきます。その中にも必ず民間に移行する文言の中にも、責任を持って相手側が整備をするという文言にもなっておりますので、その辺で対応していくということになっております。

○9番（福永 啓君） ですから、議会にこの間説明していただいた内容と、今後のI C T環境の変化をもって新たな協定、もしくはそのあたりの詳細協定、これは今のところは変わる可能性があるのかどうか。それをお聞きしているんです。ちょっとそのあたりが明確に御返答をいただけていないんですよ。明確にお願いします。

○総務課長（野口壮一君） 基本協定それから詳細協定に基づいて、今後進めていくという中で、互いに疑義が生じた場合は、その都度協議をしていくという文言になっております。この協定を締結した以上は、民間移行、いろいろな諸問題が出てくるかと思えますけれども、この協定書をもって進めていただくというものになっております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号、「令和3年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、「議員派遣について」を議題とします。

議案書の2枚目を御覧ください。

地方自治法第100条第13項及び御船町議会会議規則第122条の規定に基づき、議案書のとおり議員を派遣したいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、議案書のとおり議員を派遣したいと思います。ですが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。したがって、議案書のとおり御船町議会議員を派遣することに決定しました。

これで、令和3年度第6回御船町議会定例会10月会議の議事日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、この後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、令和3年度第6回御船町議会定例会10月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時45分 休 会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員